

各府省庁こども政策担当課室長 殿

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた
基本的な考え方について（周知）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においては、「各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。」と、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）においては、「こども・若者視点の現場主義を強化するため、各府省庁の各種審議会等の委員にこどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。」されております。

また、「こどもまんなか実行計画 2024」（令和 6 年 5 月 31 日こども政策推進会議決定。以下「実行計画」という。）においては、「(前略) こども・若者を審議会・懇談会等にどのような方法で登用するか、また、こども・若者の委員が意見を言いやすい環境づくり等について検討を行う。【こども家庭庁、関係省庁】」とされているところです。

実行計画を踏まえて、こども家庭審議会基本政策部会の下に設置された「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」においてこども・若者委員の登用に向けた審議会等の環境整備等について議論を行い、今般、別紙のとおり「こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方について（令和 7 年 3 月 こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会）」をとりまとめましたので、周知いたします。

本とりまとめやこども大綱等も踏まえつつ、各府省庁の各種審議会、懇談会等において、こども・若者の登用や意見聴取等の取組を推進いただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、本件とりまとめにつきましては、審議会等の運営に関する記載もございますので、貴府省庁所管の審議会等（国家行政組織法第 8 条並びに内閣府設置法第 37 条及び第 54 条の審議会等をいう。）の会長にも周知いただきますよう、お願いいたします。